

**手続名**

介護保険料減免・徴収猶予申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課・介護保険係（049-251-2711 内線393）

**手続説明**

・概要  
 災害等で資産が損壊、生活中心者が死亡や長期の入院等で急激な所得の減少・生活に困窮その他により介護保険料の納付が難しい場合に減免や徴収の猶予を受けらる場合があります。介護保険料減免や徴収猶予を受けるためには申請が必要となりますので、そのための申請手続きです。  
 申請の理由により、要件が大きく変わってきますので、事前にご相談ください。

・要件  
 介護保険第1号被保険者（65歳以上）の属する世帯。

・提出期限  
 減免の適用を開始する月以降に納期限が到来する保険料を減免します。  
 ○年金特別徴収の方は年金の支払日7日前まで。  
 ○普通徴収の方は納期限の7日前まで。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
 ⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mvnumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・介護保険料減免・徴収猶予申請書

※申請の理由によって必要な書類が変わりますので事前相談の際にご確認ください。

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo\\_sogoiigyo/kaigohokenryou2021.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo_sogoiigyo/kaigohokenryou2021.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし